

富田林市条例第7号

富田林市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正管理及び有効活用を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定外空家等 本市の区域内に存する長屋若しくは共同住宅の住居又はこれらに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定法定外空家等 法定外空家等のうちそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

第3条 空家等又は法定外空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等又は法定外空家等の適切な管理に努めるものとする。

(立入調査等)

第4条 市長は、法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第6条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査させることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を法定外空家等と

認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第2項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(特定空家等の認定)

第5条 市長は、法第9条及び前条に基づく立入調査により、空家等又は法定外空家等をそれぞれ特定空家等又は特定法定外空家等として認定することができる。

- 2 市長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ第9条第1項に規定する富田林市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。

(特定法定外空家等に対する措置)

第6条 市長は、前条の規定により認定した特定法定外空家等の所有者等に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定法定外空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第

3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

10 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定法定外空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定法定外空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

11 第3項の規定による命令については、富田林市行政手続条例（平成13年富田林市条例第9号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（緊急安全措置）

第7条 市長は、空家等又は法定外空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認められるものについては、その危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じ、又は所有者等にこれを講じさせることができる。

2 市長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該空家等又は法定外空家等の所有者等に当該緊急安全措置の内容を通知（所有者等を確知することができない場合にあっては、公告）しなければならない。

3 市長は、第1項の緊急安全措置を講じたときは、当該所有者等から当該緊急安全措置に係る費用を徴収することができる。

（関係機関への要請）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

（協議会の設置）

第9条 本市の空家対策に関し、空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する協議事務並びに特定空家等又は特定法定外空家等の認定等に関する事務を行うため、富田林市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。